

(案)



令和2年8月5日

岡山地方最低賃金審議会

会長 西田和弘 殿

岡山地方最低賃金審議会

岡山県最低賃金専門部会

部会長 財津唯行

岡山県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和2年7月3日、岡山地方最低賃金審議会において付託された岡山県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和元年10月2日発効の岡山県最低賃金（時間額833円）は平成30年度の岡山県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は次のとおりである。

岡山地方最低賃金審議会
岡山県最低賃金専門部会委員

公益代表委員

部会長 財津唯行 弁護士

部会長代理 八木一郎 岡山理科大学経営学部経営学科
教授

西田和弘 岡山大学大学院法務研究科
教授

労働者代表委員

小林陽一 日本労働組合総連合会岡山県連合会
副事務局長

浅山里奈 UAゼンセン岡山県支部 次長

宮原俊友 自動車総連岡山地方協議会 議長

使用者代表委員

加藤利通 岡山県経営者協会 事務局長

鶴海元 カーツ株式会社 監査役

石黒和之 株式会社共立精機 代表取締役社長

岡 山 県 最 低 賃 金

- 1 適用する地域
岡山県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 834円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和2年10月1日

岡山県最低賃金と生活保護との比較について
(平成30年度データに基づく比較)

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 岡山県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 833円
- (3) 発 効 日 令和元年10月2日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
平成30年度
- (3) 生活保護水準(平成30年度)
生活扶助基準(第1類費+第2類費+期末一時扶助費)の岡山県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額(99,116円)。

3 生活保護に係る施策との整合性について

令和元年10月2日発効の岡山県最低賃金の1箇月換算額(註)と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると岡山県最低賃金が生活保護費を下回っているとは認められなかった。

(註) 1箇月換算額

$833\text{円(岡山県最低賃金)} \times 173.8\text{(1箇月平均法定労働時間数)}$
 $\times 0.818\text{(可処分所得の総所得に対する比率)} = 118,426\text{円}$

岡山県最低賃金専門部会審議経過

会 議 等	年 月 日	内 容
第485回 岡山地方最低賃金審議会	令和2年 7月3日	改正決定について諮問
専門部会委員の推薦公示	7月3日	締 切 令和2年7月27日
関係労使の意見聴取の公示	7月3日	締 切 令和2年7月27日
専門部会委員の任命	7月29日	
第1回 専門部会	7月29日	部会長及び同代理の選任 岡山県の生活保護と最低賃金 について 今後の審議の進め方について
第2回 専門部会	7月31日	金額改定に当たっての基本方 針について 最低賃金額の審議
第3回 専門部会	8月3日	最低賃金額の審議
第4回 専門部会	8月4日	最低賃金額の審議
第5回 専門部会	8月5日	最低賃金額の審議（結審）